

2023年3月23日

各位

株式会社 bitFlyer

トラベルルール導入に伴う対応についてのお知らせ

本年5月から6月に予定されている、犯罪による収益の移転防止に関する法律、政令、施行規則、及び事務ガイドライン等(以下、法律等)の改正内容の施行により、お客様より依頼を受けて行う暗号資産の移転取引には、トラベルルール等の新しい規制が法律等として導入されることとなります。

当社におきましても、お客様からの依頼による暗号資産の移転取引の取り扱いに際しては、法律等に基づき下記の対応が必要となります。

- ① 当社より国内を含めた特定の国・地域の当局に登録されている暗号資産交換業者において管理されている口座宛にお客様の暗号資産の移転を行う場合は、暗号資産の移転と同時若しくは事前に、お客様の情報ならびに送付先の氏名等、法律等で定められた通知事項を移転先の暗号資産交換業者へ通知することが必要となります。この場合、通知が必要な暗号資産交換業者が採用している通知システム等によっては、当社にてお客様の暗号資産の移転取引の依頼を受け付けられない場合があります。
- ② 上記に該当しない暗号資産交換業者やアンホステッド・ウォレット等宛への暗号資産の移転につきましては、原則今までと同様の対応にて移転取引の依頼を受け付けます。

今回のトラベルルール導入に伴う、お客様の暗号資産の移転取引に関する手続き等の変更内容につきましては、詳細が決まり次第お知らせします。

本件につきましては、日本暗号資産取引業協会（JVCEA）によるお知らせもご参照をお願いいたします。

当社は、暗号資産交換業者および第一種金融商品取引業者として、お客様により一層安心・安全に暗号資産を取引いただける環境を提供するとともに、暗号資産・ブロックチェーン業界の更なる発展に貢献してまいります。

今後とも、何卒 bitFlyer をよろしく願いいたします。

<トラベルルールとは？>

トラベルルールとは、「利用者の依頼を受けて暗号資産の送付を行う暗号資産交換業者は、送付依頼人と受取人に関する一定の事項を、送付先となる受取人側の暗号資産交換業者に通知しなければならない」というルールです。

このルールは、FATF（金融活動作業部会）が、マネーロンダリング及びテロ資金供与対策についての国際基準（FATF 勧告）において、各国の規制当局に対して導入を求めているものです。

<トラベルルールの目的は？>

テロリストその他の犯罪者が自由に電子的な資金移転システムを利用することを防ぎ、不正利用があった場合にその追跡を可能とすることを目的とするものです。

（ご参考）

■日本暗号資産取引業協会（JVCEA）：暗号資産の送付を会員にご依頼される利用者の皆様へ

<https://jvcea.or.jp/news/main-info/20230322-001/>

■金融庁：犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案等の公表について

<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230203-2/20230203-2.html>

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社 bitFlyer 広報担当

〒107-6233 東京都港区赤坂 9-7-1 ミッドタウン・タワー

サービスサイト：<https://bitflyer.com> MAIL：pr@bitflyer.com